

申請手続について

1. 申請書の提出

DNA鑑定の実施を希望される場合は、別添「DNA鑑定申請書」（裏面の記入上の注意をよく読んで、ご記入ください。）に記載の上、厚生労働省社会・援護局事業課戦没者遺骨鑑定推進室まで、メール、FAXまたは郵送にてご提出ください。なお、現在沖縄県在住で沖縄戦没者のご遺族の方は沖縄県庁（下記）へのご提出をお願いします。

【宛先】

(メール宛先) dnakantei@mhlw.go.jp
(FAX宛先) 03-3595-2229
(郵送宛先) 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省 社会・援護局
事業課 戦没者遺骨鑑定推進室

※沖縄県在住で沖縄戦没者のご遺族の方はこちら

(メール宛先) aa031704@pref.okinawa.lg.jp
(FAX宛先) 098-866-2758
(郵送宛先) 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2
沖縄県 生活福祉部
保護・援護課 援護班

2. DNA鑑定実施の可否の通知

申請書に基づいて、厚生労働省が保管する死亡者名簿等の記録資料との照合調査を行い、DNA鑑定が可能か否かについて検討し、その結果を文書によりお知らせします。

○ DNA情報等のプライバシーの保護

- ・ 本DNA鑑定では、ご遺族のDNA情報のうち、血縁関係を立証するために必要な領域のみが分析され、遺伝病等がわかる領域は一切分析されません。
- ・ ご遺族のDNA情報は、個人情報として厳格に保護され、DNA情報及び検体は、厚生労働省と鑑定機関において、適正な手続と管理者の下で管理されます。
- ・ ご遺族のDNA情報及び残余検体は、DNA鑑定により身元が特定された場合は廃棄されます。

○ DNA鑑定に係る費用負担

DNA鑑定料は全額国が負担します。

※申請書の提出、検体採取キット及び同意書の返送の際の郵送料は自己負担になります。

○ 鑑定手続

① 同意書の提出及び検体の提供

DNA鑑定の実施が可能と判断されたご遺族には同意書の提出及び検体を提供していただくことになります。

申請書に記入された検体提供者の方に、同意書及び検体採取キットを送付いたしますので、同意書の記入、検体の採取を行い、厚生労働省社会・援護局事業課戦没者遺骨鑑定推進室宛に郵送してください。

② 検体の採取方法

検体提供者ご自身が、検体採取用の綿棒を使って、ご自分の頬の粘膜（口の内側の粘膜）を採取していただきます。

○ その他留意事項

本DNA鑑定に当たっては、以下の点についてご了承ください。

- ・ 本DNA鑑定については、ご遺族の鑑定希望の状況、各遺骨収容場所における鑑定の科学的有効性等を総合的に勘案し、鑑定の適否を判断するものであるため、申請書を提出していただいても、DNA鑑定の実施の可否決定には相当の時間を要する場合又は鑑定を実施できない場合があります。
- ・ DNA鑑定が実施可能と判断され、同意書及び検体を提出していただいた場合でも対象となるご遺骨及びご遺族が多数であること等の事情により、DNA鑑定の実施又は結果の判明には相当の時間を要します。
- ・ 本DNA鑑定は、長期間経過した戦没者遺骨からDNAを抽出するため、DNAが壊れていて鑑定に十分なDNA型分析ができない場合等があることや集団の遺骨及び遺族を対象とする場合のDNA鑑定の技術的な制約等により、ご遺族から同意書及び検体を提供していただいても、DNA鑑定を実施できない又は親族関係を確認できない場合があります。